

参加表明書作成要領

兵庫教育大学（嬉野台他）基幹・環境整備（雨水排水設備等）設計業務

2026年 3月

国立大学法人兵庫教育大学

参加表明書作成要領

1 総則

- (1) 参加表明書（技術資料含む。）の用紙サイズは、特に定めた場合を除いて、全て A4 判縦とします。
- (2) 技術資料には、参加表明者名その他社章など参加表明者が判別できるもの及び氏名など個人が判別できるものを記載することはできない。
- (3) 技術資料に記載する同種業務及び類似業務とは、改修に係る設計業務で、平成 22 年度以降に元請として業務を実施し、引渡し完了した次に掲げる条件を満たしているものをいう。（設計共同体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る）。
 - ①同種業務
国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した屋外排水管改修の設計業務
 - ②類似業務
屋外排水管改修の設計業務
- (4) 本業務は、管理技術者及び主任技術者からなる設計チームを組んで行うものとする。
管理技術者は、設計チームの中心となる技術者であり全体を管理し、主任技術者は担当分野の中心となる技術者であり担当分野の責任者である。
- (5) 管理技術者及び主任技術者は、本業務に専念できる者であり、かつ、管理技術者は、自設計事務所に所属するものであること。
- (6) 同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することはできない。
- (7) 単体で参加表明書を提出する設計事務所は、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていることを証明する書類の写しと、文部科学省における令和 7・8 年度設計コンサルティング業務 「その他コンサルティング業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている「競争参加資格認定通知書」の写しをそれぞれ 1 枚添付すること。
- (8) 単体で参加表明書を提出する設計事務所は、「納税証明書（国税通則法施行規則別紙第八号書式その一の法人税、消費税及び地方消費税の証明並びに同八号書式その三又はその三の三の未納の税額がないことの証明）」の写しを 1 枚添付すること。

2 管理技術者の資格及び実績（様式 1）

- (1) 「1 資格」は、当該業務を行うに当たり関連する資格について、次のいずれかの資格要件を満たす管理技術者を当該業務に配置できること。
 - ①技術士（総合技術監理部門：下水道）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
 - ②技術士（上下水道部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
 - ③国土交通省登録技術者資格（下水道）を有している者。
 - ④RCM（技術士部門と同様の部門に限る）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
 - ⑤土木学会特別上級、上級又は一級土木技術者
 - ⑥建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）により技術管理者として国土交通大臣に認定された者。（以下、「国土交通大臣認定者（コンサル）」という。）。
- (2) 「2 同種・類似業務実績」は、平成 22 年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として従事した同種又は類似業務を「同種業務」を優先して少なくとも 1 件記入（3 件以内）すること。

- (3) さらに、「2 同種・類似業務実績」の「施設名等」欄には、施設名、用途、発注者名及び敷地の所在市町村名を記入すること。また、種類として「同種」又は「類似」の別を記入すること。
 - (4) 「立場」欄は、当該業務における役割（管理技術者、主任技術者、その他の別）及び業務種類（基本設計、実施設計の別）を記入すること。
なお、当該業務における役割が、主任技術者又はその他の場合は、担当分野（設計担当業務）及び具体的な役割を記入すること。
- 3 管理技術者の同種又は類似業務の実績（様式2）
- (1) 管理技術者の資格及び実績（様式1）に記入した同種又は類似業務の中から「同種業務」を優先して1件を選び、当該業務の内容、設計コンセプト等について写真等（外観及び内部の写真又は透視図等。サイズは自由。コピーでも可。）を貼付した用紙（サイズはA4又はA3）1枚の範囲内で記述すること。
 - (2) 管理技術者の同種又は類似業務の実績（様式2）には、別紙で代表階の平面図（用紙サイズはA4又はA3）1枚を添付すること。
 - (3) ただし、設計事務所の同種又は類似業務の実績（様式6）として技術資料を作成するものについては、その旨を明記することで代えることができる。
- 4 主任技術者の資格及び実績（様式3）
- (1) 主任技術者の資格及び経験（様式3）は、担当分野（設計業務担当）について作成すること。
 - (2) 「1 資格」は、当該業務を行うに当たり関連する資格について、次の資格要件を優先して記入すること。
 - ①技術士（総合技術監理部門：下水道）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
 - ②技術士（上下水道部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
 - ③国土交通省登録技術者資格（下水道）を有している者。
 - ④RCCM（技術士部門と同様の部門に限る）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
 - ⑤土木学会特別上級、上級又は一級土木技術者
 - ⑥国土交通大臣認定者（コンサル）
 - (3) 「2 同種・類似業務実績」は、平成22年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として従事した同種又は類似業務を「同種業務」を優先して記入（3件以内）すること。
 - (4) さらに、「2 同種・類似業務実績」の「施設名等」欄には、施設名、用途、発注者名及び敷地の所在市町村名を記入すること。また、種類として「同種」又は「類似」の別を記入すること。
 - (5) 「立場」欄は、当該業務における役割（管理技術者、主任技術者、その他の別）及び業務種類（基本設計、実施設計の別）を記入すること。
なお、当該業務における役割が、主任技術者又はその他の場合は、担当分野（設計業務担当）及び具体的な役割を記入すること。
- 5 主任技術者の同種又は類似業務の実績（様式4）
- (1) 主任技術者の同種又は類似業務の実績（様式4）は、担当分野（設計業務担当）について作成すること。
 - (2) 主任技術者の資格及び実績（様式3）に記入した同種又は類似業務の中から「同種業務」を優先して1件を選び、当該業務の内容、設計コンセプト等について写真等（外観及び内部の写真又は透視図等。サイズは自由。コピーでも可。）を貼付した用紙（サイズはA4又はA3）1枚の範囲内で記述すること。
 - (3) 主任技術者の同種又は類似業務の実績（様式4）には、別紙で代表階の平面図（用紙サイズはA4又はA3）1枚を添付すること。

- (4) ただし、設計事務所の同種又は類似業務の実績（様式6）及び管理技術者の同種又は類似業務の実績（様式2）として技術資料を作成するものについては、その旨を明記することで代えることができる。

6 設計事務所の同種・類似業務等の実績等（様式5）

- (1) 「1 技術者数・技術力」は、当該業務を行うにあたり関連する資格を有する技術者（以下「技術者という。」）の人数及び資格について記入すること。
なお、協力設計事務所の技術者の人数については、（ ）書き内数で明記すること。
上記4（2）の資格要件の複数を満たす技術者については、いずれかの資格を記入し、一つの資格の保有者として取り扱うこと。
- (2) 「2 協力設計事務所」は、全ての協力設計事務所の法人等名を記入すること。
- (3) 「3 同種・類似業務実績」は、平成22年度以降に完了した同種又は類似業務を「同種業務」及び「単体又はJV受注業務」を優先して少なくとも1件は記入（3件以内）すること。
- (4) さらに、「3 同種・類似業務実績」の「施設等名」欄には、施設名、用途、発注者名及び敷地の所在市町村名を記入すること。また、種類として「同種」又は「類似」の別を記入すること。
- (5) 「受注形態」欄には、単体、JV（設計共同体の構成員として受注）の別を記入すること。
- (6) 「業務内容」欄には、業務種類（基本設計、実施設計の別）、分野（建築（意匠）などの別）、作業内容（基本図作成、詳細図作成、設計計算、数量集計などの別）及び具体的な業務内容を記入すること。

7 設計事務所の同種又は類似業務の実績（様式6）

- (1) 設計事務所の同種・類似業務等の実績等（様式6）に記入した同種又は類似業務の中から「同種業務」を優先して1件を選び、当該業務の内容、設計コンセプト等について写真等（外観及び内部の写真又は透視図等。サイズは自由。コピーでも可。）を貼付した用紙（サイズはA4又はA3）1枚の範囲内で記述すること。
- (2) 設計事務所の同種又は類似業務の実績（様式6）には、別紙で代表的な屋外排水管改修の平面図（用紙サイズはA4又はA3）1点を添付すること。

参加表明書作成について

参加表明書作成要領1総則(4)(5)(6)は、以下のとおり決められております。

- (4) 本業務は、管理技術者及び主任技術者からなる設計チームを組んで行うものとする。
管理技術者は、設計チームの中心となる技術者であり全体を管理し、主任技術者は担当分野の中心となる技術者であり担当分野の責任者である。
- (5) 管理技術者及び主任技術者は、本業務に専念できる者であり、かつ、管理技術者は、自設計事務所に所属するものであること。
- (6) 同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することはできない。